

令和元年 10月から

介護保険サービスの利用者負担額が変わりました

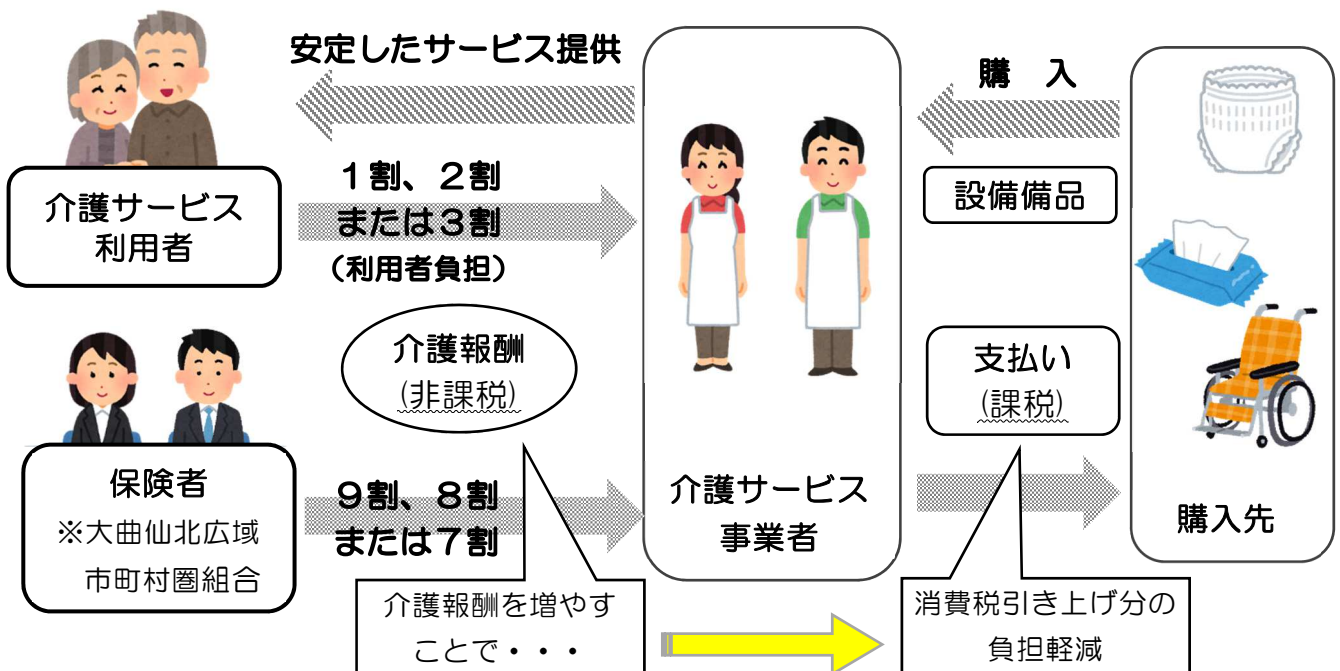
令和元年10月から消費税が10%へ変わったことに伴い、令和元年10月以降に利用する介護保険の利用者負担も変更になりました。

どうして利用者負担が変わるのですか？



事業者の負担を抑え、安定したサービス提供をできるようにするためです。

介護保険サービスを利用したとき、利用者は原則として介護報酬の1割、2割または3割を、残りの9割、8割または7割は介護保険からサービス事業所へ支払います。このとき事業所へ支払われる介護報酬は非課税のため、消費税引き上げ分の上乗せはありません。一方、事業者がサービス提供に必要な施設備品を購入したときには消費税分も支払いますので、事業者の負担が増えることとなります。そこで、今後も事業者が安定したサービスを提供できるよう、10月から報酬を増やして事業者への負担を軽減することになりました。それに伴い、利用者が支払う利用者負担も変わることになりました。



例) 主な介護保険サービスの1日の利用者負担額

・・・「要介護3、利用者負担1割」の場合・・・

サービス名	これまで	令和元年 10月から
通所介護（7時間以上8時間未満の場合）	883円/日	887円/日
訪問介護 （身体介護中心で20分以上30分未満の場合）	248円/日	249円/日
訪問看護 （訪問看護ステーションからで30分未満の場合）	467円/日	469円/日
通所リハビリテーション （7時間以上8時間未満の場合）	988円/日	993円/日
短期入所生活介護（単独型・多床室の場合）	763円/日	765円/日
介護老人福祉施設（多床室の場合）	695円/日	697円/日
介護老人保健施設（従来型個室の場合）	804円/日	808円/日

※特定福祉用具購入費、住宅改修費支給の支給限度額に変更はありません。

※介護保険負担限度額認定証（若草色）をお持ちの方は施設での居住費（滞在費）・食費に変更はありません。

～介護保険サービス利用時の上限額（※）も変更となりました～

要介護状態区分	これまで	令和元年10月から
要支援1	50,030円	50,320円
要支援2	104,730円	105,310円
要介護1	166,920円	167,650円
要介護2	196,160円	197,050円
要介護3	269,310円	270,480円
要介護4	308,060円	309,380円
要介護5	360,650円	362,170円

※上限額・・・ここでは在宅サービスを1ヶ月に介護保険で利用できる上限額（支給限度額）を指します。上限額を超えた分は利用者の全額自己負担となります。

【お問い合わせ先】

〒014-0805 秋田県大仙市高梨字田茂木10番地(大仙市役所仙北支所3階)
大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所 電話 0187-86-3911